

## 中央区競争入札参加者の区内業者取扱基準

平成 26 年 3 月 28 日

25 中総経第 315 号

### (目的)

第 1 条 この基準は、中央区（以下「区」という。）が行う工事及び印刷並びに建物維持管理に係る委託契約の一般競争入札及び指名競争入札における入札参加資格の地域用件を付加するに際し、区内業者の取扱いに関する基準を明確にして区内業者の振興及び育成を図るとともに、競争入札の適正化に資することを目的とする。

### (区内業者の定義)

第 2 条 この基準において、「区内業者」とは、区の区域内に営業所（本店又は支店若しくはこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を有し、当該営業所を区と契約するものとして入札参加資格（建設工事等競争入札参加者の資格に関する公示又は物品買入れ等入札参加者の資格に関する公示に基づく区が発注する契約についての競争入札参加資格をいう。以下同じ。）を得ている事業者で、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- 一 現に営業所において、必要となる許可等を取得して入札参加資格を有する業種に係る営業を行っていること。
- 二 営業所に契約締結の権限を有する者を置いていること。
- 三 事業者が営業所の建物（建物の一部を営業所としている場合にあつては、その部分に限る。以下同じ。）の所有権又は賃借権を有していること。
- 四 建物の外部又は入口に事業者の名称を記した看板等を掲出し、独立した事務所としての形態を整えていること。
- 五 第 1 号に規定する営業活動を行い得る人的配置がなされ、かつ、責任者が常駐していること。
- 六 電気、ガス、水道、電話等の使用に係る契約及びこれらの料金の支払が事業者により行われていること。
- 七 第 1 号に規定する営業活動を行うために必要な什器、複写機、通信機器等の備品が設置されていること。
- 八 営業所において、常時連絡が取れる体制になっていること。

### (届出)

第 3 条 区内業者としての取扱いを受けようとする事業者は、別記第 1 号様式による届出書に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- 一 当該営業所の建物に係る所有権又は賃借権を確認できる書類
- 二 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の適用を受ける業種に係る事業者にあつては、建設業許可申請書及び当該申請書の別紙（当該申請書に係る許可が有効期限内であるもので受付印があるものに限る。）の写し
- 三 法令等により許可等が必要な業種に係る事業者にあつては、当該許可がなされたことを示す証明書等の写し
- 四 前 3 号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

### (届出内容の変更等)

第 4 条 区内業者は、前条の届出の内容に変更があつたときは、速やかに、別記第 2 号様式に

よる届出書及び当該変更等を証する書類を提出しなければならない。

(実態調査)

第5条 区長は、必要に応じて区内業者に対する実態調査（以下「実態調査」という。）を実施することができる。

2 実態調査は、予告せず行うものとする。

3 事業者が実態調査を拒否し、又は妨害した場合には、区内業者として取り扱わないものとする。

(改善指導等)

第6条 実態調査の結果、第3条又は第4条の届出内容と実態に相違があるとき、又は区内業者として取り扱うことに疑義がある場合には、区長は必要な改善指導を行うとともに、期間を定めて報告を求めるものとする。

2 前項に規定する改善がなされなかったとき、又は前項の報告がなされなかったときは、当該事業者を区内業者として取り扱わないものとする。

(指名停止措置)

第7条 実態調査において虚偽、不正等が発覚した場合には、中央区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成9年3月31日8中総経第299号）第2条に基づく指名停止措置を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止措置を受けた事業者については、当該事業者の実態が第2条に規定する要件を満たすものであることが確認されるまでの間は、区内業者として取り扱わないものとする。

(細部施行)

第8条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に必要な事項は総務部長が定める。

附 則

1 この基準は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年4月1日前に区内業者としての取扱いを受けている事業者については、同日に別記第1号様式による届出書を区に提出したものとみなす。

附 則

1 この基準は、令和4年1月1日から施行する。

2 この基準の施行の際、この基準による改正前の中央区競争入札参加者の区内業者取扱基準の規定により作成した様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、当分の間、なお、使用することができる。